

## 総務政策委員会記録

開会年月日	令和4年10月6日
開会時刻	午前9時56分
閉会時刻	午前10時13分
出席委員名	◎品川幸久    ○福井輝夫    大西要一    鈴木豊司
	吉井詩子    岡田善行    西山則夫
	世古 明 議長
欠席委員名	なし
署名者	大西要一    鈴木豊司
担当書記	奥野進司
審査案件	議案第83号    令和4年度伊勢市一般会計補正予算（第4号） （総務政策委員会関係分）
	議案第85号    伊勢市表彰条例の一部改正について
	議案第86号    伊勢州市税条例の一部改正について
	議案第87号    伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正 について
	令和4年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について
説明員	総務部長、総務部参事、総務課長、課税課長
	環境生活部長、環境生活部参事、その他関係参与

## 審査経過

品川委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に大西委員、鈴木委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、9月20日の本会議において審査付託を受けた「議案第83号 令和4年度伊勢市一般会計補正予算（第4号）中、総務政策委員会関係分」外3件を審査し、いずれも全会一致で原案どおり可決すべしと決定した。

次に、「令和4年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について」を議題とし、今年度に報告を求める6事業を決定し、閉会中の継続調査事項として申し出ることを決定し、委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前9時56分

### ◎品川幸久委員長

ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立をしております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名は委員長において、大西委員、鈴木委員の御両名を指名いたします。

本日御審査いただきます案件は、去る9月20日の本会議におきまして総務政策委員会に審査付託を受けました4件及び「令和4年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について」であります。

案件名については審査案件一覧のとおりです。

お諮りいたします。

審査の方法については委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

## 【議案第83号 令和4年度伊勢市一般会計補正予算（第4号）（総務政策委員会関係分）】

### ◎品川幸久委員長

それでは、「議案第83号 令和4年度伊勢市一般会計補正予算（第4号）中、総務政策委員会関係分」を御審査願ひます。

補正予算書、10ページをお開きください。

10ページから13ページの、歳入の審査を一括で願ひします。

御発言はありませんか。

鈴木議員。

### ○鈴木豊司委員

款 15 の分担金及び負担金の節 1、清掃費負担金の 487 万 5,000 円でお尋ねをさせていただきたいと思います。

これ一昨日の産業建設委員会での議論の中で、新ごみ処理施設の周辺環境整備事業におけます農業施設整備事業 975 万円に充当するために、伊勢広域環境組合のほうから受入れ、排水路の法面の整備を行うということで理解をさせてもらっております。

その中で 1 点お尋ねするんですが、周辺環境整備事業といいますのは、新ごみ処理施設の整備建設が前提にあると思うんですが、新ごみ処理施設の整備につきまして、全ての手続を終え、また全ての条件が整った上での事業の着手になるのか。今の時点で、この周辺環境整備に手をつける段階に来ているのかどうなのか、その辺どのように理解させてもらったらよろしいでしょうか。

◎品川幸久委員長

環境生活部参事。

●大桑環境生活部参事

周辺環境整備事業につきましては、今年の 4 月 27 日に広域環境組合とそれから地元自治会との協定が結ばれ、その中で周辺環境整備に関することについて規定をされております。

その中で速やかに事業化するよう努めるというようなこともございまして、これに基づきまして地元と組合のほうで協議をいたしまして、地元からもなるべく早く、早期に着手してほしいというような声もございましたので、今回着手できるものについて予算化をし、事業を開始することとなったということでございます。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

早期に着手してもらうのはいいかと思うんですけど、この新ごみ処理施設の建設に当たって、これから何も全く支障がない、建設されるということで理解していいんですかね。それがないとその周辺環境整備につくこと自体がおかしくないですかね。

◎品川幸久委員長

環境生活部参事。

●大桑環境生活部参事

これにつきましては、もう既に広域環境組合のほうで建設に向けて取り組んでいただいておりますと、用地買収なども取り組んでいただいとるということでございますので、建設を前提に周辺環境整備を行うということでございます。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

それは分かるんですけども、もう何も支障がないということで理解させてもらっていいですか、その点だけお答えいただけますか。

◎品川幸久委員長

環境生活部参事。

●大桑環境生活部参事

周辺環境整備事業を進めるに当たって、いろいろ種々問題も出てくるかと思えますけども、建設に向かって現時点で支障があるということではないと理解しております。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、ありがとうございます。全く支障がないということで理解させていただきます。ありがとうございます。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、以上で歳入の審査を終わります。

次に1ページにお戻りください。

条文の審査に入ります。

1ページから5ページの条文の審査を一括でお願いをいたします。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、条文の審査を終わります。

以上で、議案第83号中、総務政策委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第83号 令和4年度伊勢市一般会計補正予算（第4号）中、総務政策委員会関係

分」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第85号 伊勢市表彰条例の一部改正について】

◎品川幸久委員長

次に、条例等議案書の1ページをお願いします。

1ページから3ページの「議案第85号 伊勢市表彰条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ここで少しお尋ねさせてください。

スポーツ基本法といいますのは、昭和36年に制定をされておりまして、平成23年に全部改正がなされておると思うんです。今回改正に関する部分につきましては、平成30年に一部改正がなされております。

その一部改正法でございますが、平成30年6月20日に公布がされておりまして、施行が令和5年1月1日の施行ということになっておるんですが、公布から施行まで5年近く期間があるんですけど、なぜ5年も空いているのか、その辺教えてもらうことできないですか。

◎品川幸久委員長

総務課長。

●中世古総務課長

議員の御質問にお答えいたします。

今回のスポーツ基本法の改正につきましては、施行日が2つございまして、公布の日から施行する部分と先ほどおっしゃっていただきました令和5年1月1日からの分、2つございます。

今回なぜこんなに公布から施行まで空いたのかということでございますけども、それにつきましては、国の法律の関係もありますので、ちょっと想定範囲という部分もございまして、国体の開催期につきましては、準備の関係等から5年程度前に場所の内定をするみたいな感じになっております。そしてその期間を考慮して公布から施行の期間を長く取ったというふうに想定しております。以上です。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、わかりました。

それともう1点、今回、全国障害者スポーツ大会というのが新たに規定をされてきました。障がい者の「害」という字なんです。今回のスポーツ基本法の改正におきましては、その全国障害者スポーツ大会というのは、この法律の中でよう見つけなかったんですけども、その中で財団法人日本障害者スポーツ協会を公益財団法人日本障がい者スポーツ協会に改めております。

前者のほうは漢字、害に漢字を使っておりまして、改正後は害が平仮名になっておるんです。伊勢市は障がい者の「害」は漢字を使っておるんですけど、なぜ漢字が使われておるのか。また、衆議院の本会議におきましては、一部改正案に関連して、スポーツへの障がい者の参加のさらなる促進のため、障がいの「害」の表記について検討を求めるといような決議もなされておるんです。

そんな状況の中で、なぜ漢字が使われたのか、その辺いかがですか。

◎品川幸久委員長

総務課長。

●中世古総務課長

障がいの「害」の表記につきましては、現在法律の中でも「害」、漢字が使われている場合もございます。

当市においては、法律等にあるそのような規定については、害の漢字を用いておるといような形でございます。

スポーツ基本法におきましても、障害者スポーツ大会につきましては、障がいの「害」は漢字が使われております。以上です。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

障がい者の表記なんですけど、以前からかなり問題があるように思っておるんです。

もうそろそろ伊勢だけでも、統一した見解を出してもらったらどうですか。その辺いかがですか。最後にお聞かせください。

◎品川幸久委員長

総務課長。

●中世古総務課長

国のほうと、法律につきましても様々な例がございます。

使う場面等によってもあるので、その辺いろいろ見ながら検討させたいと思います。

ます。以上です。

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、以上で議案第85号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第85号 伊勢市表彰条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第86号 伊勢市市税条例の一部改正について】

◎品川幸久委員長

次に、4ページをお開きください。

4ページから6ページの「議案第86号 伊勢市市税条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

大西委員。

○大西要一委員

今回の条例改正は、割合を4分の3から5分の4に改めるところなんですが、根本である元の法令のほうなんですが、法附則第15条第2項第5号、こちらのほうの割合を変えているということなのですが、ちょっとこの附則のほうなんですけども、内容を分かりやすく御説明いただければと思うんですが、よろしくお願ひします。

◎品川幸久委員長

課税課長。

●山口課税課長

改正の内容でございますが、地方税の特例措置といたしまして、地方公共団体が地域の実情に応じた政策を展開できるように、自主的に判断をして、条例で定める仕組み、いわ

ゆるわがまち特例というものが設けられております。

今回はそれに当たりまして、今回、内容につきましては、本規定につきましては事業者が設置をした下水道除外施設の課税標準について特例割合を定めるものでございます。これまで、新たに設置いたしました下水道除外施設が対象となっていたところ、今般の地方税法の改正によりまして、新たに下水道の排水区域となったことにより、設置義務が生じる既存の事業者に対象者を限定し、特例割合を5分の4を参酌して10分の7以上10分の9以下に引上げられたため、これを受け市の特例割合を参酌基準どおり5分の4にて改正しようというものでございます。以上です。

◎品川幸久委員長

大西委員。

○大西要一委員

下水道の除外施設ということなのですが、もう少しちょっとどういう施設か、例があればお教えいただきたいと思います。

◎品川幸久委員長

課税課長。

●山口課税課長

どういった施設かといいますと、下水道に事業者などが下水を排水する場合、その下水により障害となる原因を除去し、改善し、一定の基準以下の水質にするために必要な設備が除外施設というふうになっております。これについては下水道法に規定する施設ということでございます。以上です。

◎品川幸久委員長

大西委員。

○大西要一委員

はい、ありがとうございます。

下水道法のほうで規定されておるということで、この4月から供用を開始された区域が対象ということよろしいのでしょうか。

◎品川幸久委員長

課税課長。

●山口課税課長。

そのとおりでございます。

◎品川幸久委員長

大西委員。

○大西要一委員

ありがとうございます。結構です。

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようでありますので、以上で議案第86号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第86号 伊勢市市税条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第87号 伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について】

◎品川幸久委員長

次に、7ページをお開きください。

7ページから10ページの「議案第87号 伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、以上で議案第87号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第87号 伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【令和4年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について】

◎品川幸久委員長

次に、「令和4年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について」を御審査願います。

本件については、8月31日の総務政策委員協議会におきまして、報告を受ける事業を5事業程度とし、その選定については正副委員長に一任されております。本年度はお手元にお配りした資料に記載の6事業を報告対象の事業といたしたいと思いますが、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようでありますので、お諮りいたします。

当局から報告を受ける事業については、「デジタル活用推進事業」、「公共施設マネジメント事業」、「地域自治推進事業」、「防犯カメラ設置推進事業」、「災害対応デジタル推進事業」、「伊勢うどん魅力発信事業」と決定し、また本件については、閉会中の継続調査事項として申し出ることに決定しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で、御審査いただきます案件の審査は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時13分

上記署名する。

令和4年10月6日

委員 長

委 員

委 員